

## 令和7年度鹿児島市交通局バス運転士（免許非保有者）会計年度任用職員募集要項

鹿児島市交通局バス運転士（免許非保有者）会計年度任用職員を募集します。

### 1 業務内容

- (1) 一般乗合バス等の運転業務
- (2) その他所属長が指示する事項

### 2 募集人員 2名

### 3 応募資格

- (1) 昭和61年4月2日以降に生まれた者
- (2) 大型自動車第二種運転免許を有していない者
- (3) 大型自動車第二種運転免許試験の受験資格を有する者（普通自動車第一種運転免許、大型自動車第一種運転免許を取得後、通算して3年以上経過している者）
- (4) 過去3か年間において違反のない者
- (5) 次のいずれか（欠格条項）に該当する者は応募できません。
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 鹿児島市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (6) 裸眼又は矯正による視力が両眼で0.8以上、かつ一眼でそれぞれ0.5以上あること。

### 4 選考の方法及び内容

- ・面接試験 個別面接を行います。
- ※日時及び場所は、個別に通知します。

### 5 合格から採用まで

合格者は、研修生（日額7,750円）として雇用され、自動車教習所で第二種自動車運転免許を取得していただきます。

免許取得後は路線バス運転士としての研修（約3か月間）を行い、研修終了後にバス運転士（会計年度任用職員）として採用します。

なお、自動車教習所での教習費用については上限60万円の範囲内で給付を行います。

※ただし、バス運転士として単独乗務後3年以内に退職した場合などは、給付金を返還いただくことがあります。詳しくは「大型自動車第二種運転免許取得支援制度について」をご覧ください。

## 6 選考結果の開示

選考の結果については、鹿児島市個人情報保護条例第24条第1項の規定により、以下のとおり口頭で開示を申し出ることができます。

開示申出ができる人	開示内容	開示期間	開示場所
不合格者	応募者本人の総合得点及び順位、合格最低点	合否の結果発送の日から起算して1か月間	交通局総務課

開示申出をする場合は、必ず応募者本人（代理は認めません。）が、本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券、学生証等）を持参し、交通局バス事業課へ直接おこしください。電話やはがき等による申出では開示できません。

開示受付は、開示期間内の午前8時30分から午後5時15分までです。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けておりません。

## 7 応募方法

### (1) 申込手続

#### ① 提出書類

ア) 鹿児島市交通局 会計年度任用職員応募申込書 1通

※写真は申込日前1か月以内に撮影した上半身脱帽正面向（縦4cm、横3cm）のものを申込書に貼り付けてください。

※「鹿児島市交通局 会計年度任用職員応募申込書」は、交通局ホームページからダウンロード（<https://www.kotsu-city-kagoshima.jp/>）することができます。

イ) 運転記録証明書 1通

※応募申込書提出時、直近1か月以内に取得したもの。

#### ② 提出先及び問い合わせ先

〒890-0072 鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局総務課職員係（TEL 099-257-2111）

#### ③ 提出方法

郵送または窓口へ持参してください。

※提出された個人情報は、鹿児島市交通局会計年度任用職員選考の資料としての目的以外には使用いたしません。なお、提出された書類は返却いたしません。

### (2) 申込みの受付期間及び受付時間

① 受付期間 令和7年5月23日（金）まで（郵送の場合は同日必着）

② 受付時間 午前8時30分～午後5時15分  
（土曜日、日曜日、祝日は除く。）

## 8 労働条件等

- (1) 勤務場所 鹿児島市交通局バス事業課新栄営業所（鹿児島市新栄町2番28号）
- (1) 勤務時間 1週間の勤務時間は38時間45分（勤務割表による）  
※時間外勤務を命じる場合があります。  
※研修生の期間 8：30～16：15
- (3) 休日 6週9休  
※研修生の期間 土日祝日
- (4) 報酬等 月額185,700円～241,900円  
※報酬額は、鹿児島市交通局の関係規程に基づき、実務経験や職責等を考慮の上、決定します。  
※報酬額は給与改定の状況等により変動することがあります。  
※この他期末手当や通勤手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。  
  
※研修生の期間 日額7,750円
- (5) 社会保険等 厚生年金保険、地方公務員共済（短期給付事業（健康保険）・福祉事業）、雇用保険の適用あり  
※常勤職員の勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて12月を超える場合、地方公務員共済制度へ加入します。
- (6) 任用期間 任用日から令和8年3月31日（採用から1か月は条件付採用期間）  
※年度を超えての更新はありませんが、任期ごとに面接や従前の勤務実績に基づく客観的な能力実証を行ったうえで、再度任用することとなります。
- (7) 職務 地方公務員法に規定する職務に関する規定（守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、政治的行為の制限など）が適用されるとともに、非違行為等があった場合には懲戒処分の対象となります。